

エコアクション 21

環境レポート



2024年 4月1日～2025年 3月31日

有限会社 肥田建設

2024年 7月 5日

環 境 方 針

I 基 本 理 念

有限会社肥田建設は、一般廃棄物・産業廃棄物の中間処理、再生資源（碎石）の販売業務を行っており、自然環境の保全及び環境負荷の低減・改善に取り組み、地域社会の環境保全活動を行い、エコアクション21認証登録を目指すことになりました。

II 行 動 指 針

1. 事業活動に当たって環境に配慮し、環境保全活動の推進に努める。

2. 関連する法規、条例及びその他の規制を遵守する。

*現在まで、環境関連法規への違反はありません。尚、関係当局よりの違反等の指摘は創業以来ありません。

産業廃棄物処理業に関する関連法規（一部抜粋）

{	公害防止組織法、大気汚染防止法、自動車Nox、水質汚濁防止法、下水道法、浄化法、土壌汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、産業廃棄物処理法、建設リサイクル法、廃棄物処理法他	}
---	---	---

* 自社ホームページ開設

3. 次の項目を当社環境目標として取り組み、継続的な向上に努める。

1) 事業活動に使用する化石資源等（ガソリン、電力、ガス）の最小化に努める。

2) 可能な限り廃棄物の発生を削減し、減量化に努めると共に適正な処理を行う。

3) 水の使用量の削減を図る。

4) 事業活動に使用する資材は、環境に配慮した資材購入に努める。

5) 事務用品はグリーン購入に努める。

4. 環境意識を高めるため全社員に周知徹底し、環境保全確保に努めると共に、社外にも公表します。

改定日 令和 7年 6月20日

有限会社 肥田建設

代表取締役 肥田ひろ美

1. 事業概要

(1) 事業者名及び代表者

有限会社 肥田建設
代表取締役 肥田ひろ美

(2) 所在地

富山県射水市浄土寺字大藪1619番2他3筆
処理能力 418.4t/日 稼働8/日時間
処理方法 破碎機、磁選機、振動古いによる破碎・選別処理

(3) 設 立

事業開始 2023年(令和3年)3月10日

(4) 事業内容

産業廃棄物中間処理(富山県許可 01623115667
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれきくず
(これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを除き、
水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く)
家庭から出る一般廃棄物(庭石、漬物石)
再生砕石販売(0~40m/m) 発生量680t/月

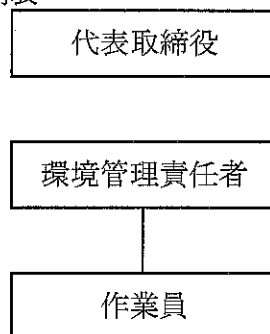
(5) 環境管理責任者及び連絡先

氏名 肥田 瞳
連絡先 TEL 0766-56-1854
FAX 0766-56-9201

(6) 事業規模

活動規模	単位	2024年		
売上高	百万円	8		
従業員	人	2		
床面積	m ²	219.2		

(7) エコアクション実施体制表



2. 環境目標とその実績・中期計画

* 電力、化石燃料、水の使用量及び二酸化炭素の排出量については、下記単位とする。

項目	単位	2024年度		
		基準年 実績	目標 98%減	目標 97%減
(総エネルギー投入量)				
電力	kWh	2,722	2,677	2,640
軽油	L	5,600	5,488	5,432
ガソリン	L	0	0	0
灯油	L	0	0	0
ガス	m ³	0	0	0
総エネルギー投入量合計				
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	15,934	15,615	15,455
(廃棄物総排出量)				
一般廃棄物	kg	0	0	0
産業廃棄物	t	1,192	1,168	1,156
(水資源投入量)				
上水道	m ³	22.0	21.0	21
事業に関するエコ商品		エコ商品購入	エコ商品購入	エコ商品購入
グリーン購入		随時購入	随時購入	随時購入

* エコ商品に関しては発注元へのアドバイスに心がける。

* グリーン購入に関しては割合を表示する。(購入は少しずつ増やす)

* 電力のCO₂排出係数は、本年度を基準で計算しています。

* 灯油に関しては関連器具は使用していないので
今年度は必要になると考え目標の設定をしました。

* 化学物質は使用していません。

* 能登の地震関係で今年公共解体工事のが増え産廃は市の処分となったので搬入は幾分か
少なかったと思われる。

3. 環境活動計画の内容

(1) 電気使用量の削減

- ①不要な照明、未使用箇所の消灯、節電に心がける。
- ②室内温度の設定（体調を考慮し無理のない温度設定）
- ③施設が山間部に有るため平地との寒暖差や天候に応じ自然光の利用に努める。
- ④粉塵が多い施設なのでクーラーの定期的な点検掃除に心がける。

(2) 車輌燃料使用量の削減

- ①破砕機などの稼働時間を考慮するが、廃棄物がたまれば継続し、再生製品を作らねばならないので時間の使い方に努め削減に心がける。
- ②使用着かえの買替え時はガスレベル（振動、騒音）燃費等の低公害車の購入を優先する。
又、特定自主検査記録表（銃地掴み部分も点検義務）、低騒音、低振動証明書が必須。）

(3) 産業廃棄物の適正処理

- ①マニフェストは電子にしているがほんの一部（必要のない業者）には計量伝票のみとする。
マニフェストのいない業者とは一般廃棄物搬入者である。
- ②業者に再生利用の提案、分別の徹底、過積載厳守の協力を求める。

(4) 一般廃棄物の削減

- ①分別して持込のお願い。
- ②わからないときは事前に電話で問い合わせてもらおう。

(5) 水使用量の削減

- ①施設出入り口から一般道に出るとき廃棄物の散乱防止に必要最小限の利用に心がける。
- ②蛇口の水の出し方に注意し節水に努める。

(6) 環境への配慮

- ①山間地なので今の所苦情がないが常に騒音、振動に気をつけている。
- ②全体的に環境に対する心掛けが身についてきているので持続を心掛けたい。

4. 環境活動計画の取組み結果の評価

環境活動が終了し、環境管理責任者により代表者が環境への取組結果の評価と次年度の取り組みは下記のとおりである。

取組項目	評価	次年度取組
(二酸化炭素排出量の) 削減 電力	* 初年度なので先に注目したい。	初年度なので今後の動きに注目したい。
車輜燃料		
灯油、ガス		
(廃棄物の削減) 産業廃棄物	* 初年度なので先に注目したい。	* 初年度なので今後の動きに注目したい
リサイクル		
一般廃棄物		
(排水量の削減)	* 初年度なので先に注目したい。	* 初年度なので先に注目したい。

◎今年度が初めてなので数字が読めず今後の推移に注目する。

5・環境関連法規の遵守状況の確認・評価の結果、訴訟の有無

◎開業（令和3年）以来、環境関連法規への違反はありません。なお、関係当局よりの違反等の指摘は創業以来ありません。

5. 代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

実施日 令和7年 6月22日

取 組 状 況

事業開始が令和2年ですが本格始動は令和3年より開始。当初は知名度もなく前社長の努力、コミ、同業者の皆様の協力により軌道に乗ったのが令和3年の後半位でした。何もわからず従事者も資格取得、電子マニフェスト講習などにより日々勉強中、情報取得努にも力日々邁進して要りますので今後の取組に頑張る所存です。使用量などは初年度の基準によりどう推移するにより社員一同取り組みます。環境については周辺住民に年一度の報告会(水質調査他)を開き意見交換していますが。これについては、施設の誘致時に近隣住民と交わした条件としています。その他の処理場に関する環境活動、法令については厳守していくと同時に社員一同エコアクション21に取り組みます。

